

平成24年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年12月20日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	12月20日 午前9時00分宣告(第4日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	山田新太郎
	3番	安藤洋一	4番	高阪康彦
	5番	戸谷裕治	6番	伊藤俊一
	7番	中村英子	8番	黒川勝好
	9番	菊地久	10番	佐藤茂
	11番	吉田正昭	12番	奥田信宏
	14番	大原龍彦		
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹	政策推進 課 長	山本 章人
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 税務課長	服部 康彦
		総務課長	江上 文啓	安心安全 課 長	岡村 智彦
	民 生 部	部 長	齋藤 仁	次 長 兼 保険医療 課 長	犬飼 博初
		次 長 兼 環境課長	上田 実	次 長 兼 高齢介 護課 長	佐藤 一夫
		子 育 て 推進課長	鈴木 利彦		
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 土木農 政課 長	西川 和彦
		まちづく り推 進課 長	志治 正弘		
	上下水道部	次 長	絹川 靖夫	下 水 道 課 長	加藤 和己
	消 防 本 部	消 防 長	鈴木 卓夫	次 長 兼 消防署長	大橋 清
		消防本部 総務課長	伊藤 啓二		
	教育委員 会事務局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教育課長	鈴木 智久
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	伊藤恵美子
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 発議第6号 蟹江町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第2 発議第7号 蟹江町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について
- 日程第3 発議第8号 蟹江町議会会議規則の一部改正について
- 日程第4 議案第67号 蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事本町海門処理分区
(その5) 請負契約の締結事項の変更について
- 日程第5 議案第59号 蟹江町暴力団排除条例の一部改正について
- 日程第6 議案第60号 蟹江町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第61号 名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業施行に関する
条例の廃止について
- 日程第8 議案第62号 海部地方消防通信指令事務協議会の設置について
- 日程第9 議案第63号 平成24年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第10 議案第64号 平成24年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第65号 平成24年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第66号 平成24年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第
2号)
- 日程第13 発議第9号 義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出に
ついて
- 日程第14 発議第10号 安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出について
- 日程第15 発議第11号 任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書の提出について
- 日程第16 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第17 発議第6号 蟹江町議会委員会条例の一部改正について
- 追加日程第18 発議第7号 蟹江町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について
- 追加日程第19 発議第8号 蟹江町議会会議規則の一部改正について
- 追加日程第20 議案第67号 蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事本町海門処理分区
(その5) 請負契約の締結事項の変更について

○議長 中村英子君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただき、まことにありがとうございます。

本日は、平成24年第4回蟹江町議会定例会の最終日の予定でございます。ご協力をお願いいたします。

皆さんのお手元に発議第6号から発議第11号までの条例等一部改正議案及び意見書提出議案、総務民生及び防災建設常任委員会の審査報告書、議会運営委員会報告書が配付してあります。また、平成24年第3回定例会の会議録の写しが配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、12月14日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 菊地久君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 菊地 久君

おはようございます。

議長のご指名によりまして、議会運営委員会の報告をさせていただきたいと思っております。

去る12月14日の一般質問終了後に開催をされました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

最初に、委員会報告書1番目、条例・規則の一部改正案でございますが、この3件につきましては、提案者、賛成者を決めて、本日冒頭に議員提案することといたしました。

次に、委員会報告書の2番目でございますが、意見書についてでございます。9月定例会で継続審議となっていました1件とその後提出をされました20件の意見書の取り扱いについて協議をいたしましたところ、採択することになった意見書は3件ございました。

まず、ア「義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書」、イ「安心して子育てできる制度の確立を求める意見書」、ウ「任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書」、この3件は全会派の賛同が得られましたので、最終日に議員提出議案として上程し、採択することとなりました。

次に、不採択することになった意見書は、委員会報告書(2)に書いてございますアからコまでの10件で、全会派の一致を見ることはできませんでしたので、不採択となりました。お目通しをお願いを申し上げます。

なお、継続審議することになった意見書は、委員会報告書の(3)を見てください。アからクの8件でありますので、お目通しをお願い申し上げたいと思っております。

次に、委員会報告書3番目でございます。「本町地区公共用地として佐藤化学跡地の土地取得を求める陳情書について」は、従来の陳情書と同じ取り扱いと同様に、全議員さんに配

付をすることといたしまして、本日配付されておりますので、お目通しをいただきたいと思
います。

次に、委員会報告書4番目の「尾張温泉、東海センターの継続に関する要望書について」
であります。本日、議会終了後に議長名で、正副議長と会派の代表者で、東放企業株式会
社取締役社長あて、別添の要望書を提出することといたしました。この要望書の案文につき
ましては、防災建設委員会のほうでも決めていただきまして、それを運営委員会で諮りまし
て、運営委員会で全会一致決めさせていただきましたので、よろしく願い申し上げます。

なお、本日、東放企業の会社へは事務所のほうに1時に行きまして、社長以下役員の方が
お見えでございますので、その場でお渡しをしまいたいというふうに思います。よろし
くお願いを申し上げます。

次に、報告書の5番目でございますが、議会基本条例の進捗状況についてでございます。
25年3月の定例会中に中間報告を行うことといたしましたので、それぞれの会長さん、頑張
っていただきたいと思っております。

最後に、報告書6番目の平成25年第1回（3月）定例会の日程でございますが、委員会報
告書に添付されているとおりでございますので、よろしく願いを申し上げます。特に、来
年の3月は町長選挙がございますので、そのことも踏まえまして、このような日程になっ
ておりますので、ご了解のほどお願いを申し上げます。報告といたします。よろしく願い
いたします。

（9番議員降壇）

○議長 中村英子君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 中村英子君

日程第1 発議第6号「蟹江町議会委員会条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

奥田信宏君、ご登壇ください。

（12番議員登壇）

○12番 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

それでは、発議第6号の提案をさせていただきます。

蟹江町議会委員会条例の一部改正について。

蟹江町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

提出者、蟹江町議会議員、奥田信宏。

賛成者、同じく高阪康彦、同じく松本正美、同じく菊地久、同じく伊藤俊一。

朗読をもって提案にかえさせていただきます。

蟹江町議会委員会条例の一部を改正する条例。

蟹江町議会委員会条例（昭和62年蟹江町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正要点と同一要項でありますので、これは下は読み上げを、改正要項のほうで読み上げをさせていただきます。

提案理由。この案を提出するのは、地方自治法の改正に伴い必要があるからである。

一番後ろのページを参照ください。

蟹江町議会委員会条例の一部改正要点。

地方自治法の一部が改正されたことにより、委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことに伴い、改正を行うものである。

第7条（委員の選任）、「第1項」を「第4項」に、「第2項」を「第5項」に、「第3項」を「第6項」に、「第4項」を「第7項」に変更し、第1項から第3項までとして次の3項を規定、第1項「議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。」、第2項「常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。」、第3項「特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。」。

附則、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書きの政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日を施行日とした。

以上、朗読をもって提案にかえさせていただきます。よろしくご審議のほうお願いいたします。

（12番議員降壇）

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第6号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、発議第6号は精読とされました。

○議長 中村英子君

日程第2 発議第7号「蟹江町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本正美君、ご登壇ください。

(1 番議員登壇)

○1 番 松本正美君

おはようございます。

では、ご提案申し上げます。

発議第7号「蟹江町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について」。

蟹江町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成24年12月20日提出。

提出者、蟹江町議会議員、松本正美。

賛成者、同じく菊地久、同じく伊藤俊一、同じく奥田信宏、同じく高阪康彦であります。

朗読をもって提案させていただきます。

蟹江町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例。

蟹江町議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年蟹江町条例第1号）の一部を次のように改正する。

続きまして、5ページをお願いします。

提案理由は、この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い必要であるからであります。

6ページであります。蟹江町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表が載っていますので、お目通しをよろしくお願いいたします。

16ページの蟹江町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正要点であります。

地方自治法の一部が改正されたことにより、「政務調査費」が「政務活動費」へ名称変更され、使途についてこれまでの調査研究に加え、「その他の活動」が追加された。また、経費の範囲を条例に定めることとされ、議長がその透明性の確保に努めるものとされた。

以上の理由により、改正を行うものである。

蟹江町議会政務活動費の交付に関する条例の変更については、以下、お目通しをお願いいたします。

最後に、附則であります。1つに、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書きの政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日を施行日とした。

2、この条例による改正後の蟹江町議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の蟹江町議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費

については、なお従前の例によることとした。

以上でご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(1 番議員降壇)

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第7号は、精読にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第7号は精読とされました。

○議長 中村英子君

日程第3 発議第8号「蟹江町議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菊地久君、ご登壇ください。

(9 番議員登壇)

○9 番 菊地 久君

ご提案をいたします。

発議第8号「蟹江町議会会議規則の一部改正について」。

蟹江町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成24年12月20日提出。

提出者、蟹江町議会議員、菊地久。

賛成者、伊藤俊一、同、奥田信宏、同じく高阪康彦、同じく松本正美でございます。

蟹江町議会会議規則の一部を改正する規則、お読みをいただきたいと思ひまして、めくっていただいて、3ページ目でございますけれども、提案理由でございます。この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い必要があるからでございます。

4ページからは新旧対照表が書いてございますので、ぜひお読みをいただきたいと思ひます。

それから、ずうっとめくっていただきまして、8ページ目でございますが、蟹江町議会会議規則の一部改正要点でございます。

地方自治法の一部が改正されたことにより、本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることになったため、改正を行うものでございます。

この中身については、ぜひお読みをいただきたいというふうに思ひまして、最後でござい

ますけれども、10ページ、附則でございますが、公布日を施行日とした。ただし、第73条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書きの政令で定める日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日を施行日としたということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

ご提案を終わります。ありがとうございました。

（9番議員降壇）

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第8号は、精読にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、発議第8号は精読とされました。

○議長 中村英子君

日程第4 議案第67号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事本町海門処理分区（その5）請負契約の締結事項の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第67号は、精読にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第67号は精読とされました。

○議長 中村英子君

日程第5 議案第59号「蟹江町暴力団排除条例の一部改正について」、日程第6 議案第60号「蟹江町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」、本2案は総務民生常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長、松本正美君、ご登壇ください。

(1 番議員登壇)

○1 番 松本正美君

それでは、総務民生常任委員会に付託されました2案件につきまして、去る12月10日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

まず初めに、議案第59号「蟹江町暴力団排除条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、全員賛成で可決されました。

次に、議案第60号「蟹江町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、これまでに蟹江町議会で証人喚問はあったのかという内容の質疑がありました。これに対して、100条委員会など委員会で証人の喚問はあったが、本会議での証人喚問はなかったという内容の答弁がありました。

他に質疑を求めたところ、他に質疑もなく、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第60号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告とかえさせていただきます。

(1 番議員降壇)

○議長 中村英子君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第5 議案第59号「蟹江町暴力団排除条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第6 議案第60号「蟹江町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第60号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第7 議案第61号「名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について」、本案は防災建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長、奥田信宏君、ご登壇ください。

(12番議員登壇)

○12番 奥田信宏君

議案第61号「名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について」を、去る12月10日1時30分から、防災建設常任委員会で全員出席のもとに開催をさせていただきました。

質疑は、第二学戸の区画整理事業の初めからどのくらいの時間がかかったのかというような経過の質疑等がありましたが、その後、討論もなく、全員賛成で決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。

(12番議員降壇)

○議長 中村英子君

以上で委員長報告を終わります。

直ちに委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第8 議案第62号「海部地方消防通信指令事務協議会の設置について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第9 議案第63号「平成24年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第10 議案第64号「平成24年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第11 議案第65号「平成24年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第12 議案第66号「平成24年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第66号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第13 発議第9号「義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

伊藤俊一君、ご登壇ください。

(6番議員登壇)

○6番 伊藤俊一君

発議第9号「義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成24年12月20日提出。

提出者、蟹江町議会議員、伊藤俊一。

賛成者、議会議員、奥田信宏、同、高阪康彦、同、松本正美、同、菊地久。

朗読をもって提案とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)。

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子どもたちをとりまく教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援を必要とする子どもや日本語教育の必要な子どもも多く、適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。すべての子どもたちにきめ細かな教育を行うためには、教職員定数増が必要である。しかし、自治体においては長引く不況の影響から教育予算の減額をせざるを得ない状況である。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。そのため、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、そのために、義務教育費国庫負担制度を堅持すること、また、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、貴職においては、平成25年度の政府予算編成にあたり、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月20日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(6番議員降壇)

○議長 中村英子君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第14 発議第10号「安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

奥田信宏君、ご登壇ください。

(12番議員登壇)

○12番 奥田信宏君

発議第10号「安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成24年12月20日提出。

提出者、蟹江町議会議員、奥田信宏。

賛成者、高阪康彦、同じく松本正美、同じく菊地久、同じく伊藤俊一。

朗読をもって提案にかえさせていただきます。

安心して子育てできる制度の確立を求める意見書（案）。

女性が産む子どもの数が減少し続けている。

その要因として劣悪な労働環境とともに、子どもを産み育てることにお金がかかりすぎる
ことがあげられる。

妊産婦健診費用や子どもの医療にかかる費用は若い世代にとって大きな負担である。

格差と貧困がひろがるなか、お金のあるなしにかかわらず、安心して子どもを産み、育て
られる社会をめざして、子育て施策を拡充していくことは、国の責任である。

以上の趣旨から政府におかれては、以下の項目を緊急に実施されるよう強く要望する。

記

- 1 18歳年度末までの子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設すること。
- 2 現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないこ
と。
- 3 妊産婦健診助成を恒久的に実施し、内容は初回の健診も含め、産前14回、産後1回を
無料で受けられるようにすること。

4 就学援助への国の予算措置を復活し、増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月20日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。ご審議のほうよろしくお願いをいたします。

(12番議員降壇)

○議長 中村英子君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第15 発議第11号「任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

松本正美君、ご登壇ください。

(1 番議員登壇)

○1 番 松本正美君

それでは、ご提案申し上げます。

発議第11号「任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成24年12月20日提出。

提出者、蟹江町議会議員、松本正美。

賛成者、蟹江町議会議員、菊地久、同じく伊藤俊一、同じく奥田信宏、同じく高阪康彦であります。

朗読をもってご提案を申し上げます。

任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書(案)。

ヒブ・小児用肺炎球菌・HPVの3ワクチンが、2010年度末まで公費負担されることとなっている。

いま、他のワクチンも含めて今後、定期接種とするかどうかの検討がされているが、WHOや諸外国において推奨されている予防接種を、予防接種法に基づかない「任意接種」として、その必要性や費用負担、そして接種による健康被害に対する負担の多くを被接種者に求めていること自体が大きな問題である。

予防接種は、本来公衆衛生行政として接種費用を国が負担すべきで、接種による健康被害の管理、そして補償についても国が責任を持つべきである。

日本で定期接種となっていないワクチンのうち、Hib、小児用肺炎球菌、HPV以外に、流行性耳下腺炎は国ごとの予防接種計画に基づいて実施するようWHOが接種を勧告されている。また、水痘、成人用肺炎球菌については、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツなどで接種が推奨されている。

以上の趣旨から政府におかれては、以下の項目を緊急に実施されるよう強く要望する。

記

1. ヒブワクチン、小児用及び成人用肺炎球菌ワクチン、HPVワクチン、水痘ワクチン、流行性耳下腺炎ワクチン等の任意の予防接種を定期予防接種とし、無料で受けられるようにすること。

2. 定期予防接種に位置づけられるまでの間は、任意の予防接種の副作用対策と公費助成

の拡充をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年12月20日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣であります。

以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

(1 番議員降壇)

○議長 中村英子君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第16 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 中村英子君

お諮りいたします。

精読となっております発議第6号「蟹江町議会委員会条例の一部改正について」、発議第7号「蟹江町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について」、発議第8号「蟹

江町議会会議規則の一部改正について」、議案第67号「蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事本町海門処理分区（その5）請負契約の締結事項の変更について」、4議案を日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、4議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 中村英子君

追加日程第17 発議第6号「蟹江町議会委員会条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

追加日程第18 発議第7号「蟹江町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

追加日程第19 発議第8号「蟹江町議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

追加日程第20 議案第67号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事本町海門処理分区(その5)請負契約の締結事項の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第67号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

これで本定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成24年第4回蟹江町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

(午前 9時57分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長 中 村 英 子

2 番 議 員 山 田 新 太 郎

3 番 議 員 安 藤 洋 一